

略奪された唐鴻臚井碑の返還を日本政府に求めます

陳文平

上海大学教授・中国海外文物研究センター副主任

皆さん、こんにちは。

上海大学の陳文平と申します。本日、中国文化財返還運動を進める会と上海大学が共同で開催する日中国際研究集会にお招きいただき、誠に光栄に存じます。私の講演テーマは「略奪された唐鴻臚井碑の返還を日本政府に求める」というものであります。

まず指摘したいのは、現在、流出文化財の追跡・返還が文化財の分野において重大な国際的難題となっており、楽観視できないことあります。一件の流出文化財を返還させるには、何年ないし何十年もの時間がかかってしまう例は少なくありません。流出文化財の追跡・返還問題は国際社会において特殊な歴史的遺留問題として認識されています。

文化財の追跡返還問題の背景には、歴史的また現実的に、戦争や植民地支配による略奪、不法な発掘、盗取、密輸などによって文化財が世界中に流失し、その帰属をめぐる国際的な論争が生じている状況があります。流失文物の帰属は、政治、歴史、文化、民族感情などの複雑な要因に左右されるため、必然的に各関係国の利害が絡む問題となります。この問題を適切に処理すれば、流出文化財の元の所有国と現在の所蔵国との間の対立を和らげ、両国の利益の均衡を図ることができます。しかし、誤った対応をすれば、両国間の争いを激化させ、外交問題にまで発展するリスクもあります。そのため、今日において流出文化財の追跡・返還要求が日増しに増加する中で、この問題はますます国際社会の注目を集めています。

「文物」は中国語の表現で、日本語では「文化財」と呼ばれています。一般財産とは異なり、文化財はその国や民族にとって特別に重要な意味を持つ貴重な文化遺産であり、民族精神とアイデンティティを伝承する特性をもっています。特に、元の所有国にとって象徴性、主権性、神聖性、宗教性などにおいてシンボル的な意味を持つ重要な文化財は、その精神的価値が際立ち、その国にとって切り離すことができない重要な文化遺産です。

現在の国際社会では、以下の点が共通認識となりつつあります。すなわち、国や民族は自らの文化財に対して剥奪されることのない合法的権利を有し、また、その文化財の最も適切な保管者でもあります。文化財は、それに根ざす民族や土地と結び付くことで初めて、その内包する情報が完全に保存され、文化的完成性、持続可能性及び歴史的原状が保証されます。したがって、歴史的、芸術的、科学的価値を有する文化財は、従来より世界各国が重点的に保護してきた対象であります。

人類の歴史において、文化財の略奪は古くから行われてきました。征服者が被征服国家の財宝（文化財を含む）を略奪する例は枚挙にいとまがないです。とくに17世紀以降の植民地植民時代において、被植民国家の文化財はほとんど例外なく略奪され、大量の貴重な文化財が列強諸国へと絶え間なく流出しました。これは、かつてない規模で起こった単方向的な文化財流出であり、その特徴は、多くが戦争やその他の不公正、非道徳的な手段によってもたらされたことにあります。

第二次世界大戦後、植民地体制が崩壊し、発展途上国では文化的主権意識や民族的自信が高まり、国力の向上とともに既存の国際法の枠組みを改革し、新しい国際条約を制定すべきだという声が次第に高まっていきました。このような背景のもと、国際法はより公平で公正な方向へと動き始めました。また、戦争中に被占領国の文化財が破壊・略奪されたことから、人々は「いかにして文化財を戦争の災難から守るか」という問題を、新たな視点から考えるようになりました。その結果、国際法の一部分が形成され、それらは主に以下のようないわゆるがあります。1954年5月14日にユネスコの主導により「武力紛争下の文化財保護に関する条約」(ハーグ条約ともい)が制定されました。この条約は、交戦当事国が文化財の保護に対して負う法的責任を体系的かつ包括的に定めたものであります。戦時における文化財の恣意的な略奪という従来の慣行を、国際法の上で完全に否定したことと示すとともに、武力紛争下においても文化財は必ず保護されるべきだという原則を明確に確立しました。その後、1970年と1995年にユネスコはパリで「文化財の不法輸出入及び所有権移転を禁止し防止する手段に関する条約」を、ローマで「盗取及び不法輸出文化財に関する条約」を相次いで採択しました。これらの条約は、現代の文化財保護及び流出文化財の追跡返還に関する三つの国際法の柱となり、人類が公正的な国際文化財の法律秩序の構築に向けて遂げたもう一つの大きな進歩でした。これらによって流出文化財の追跡返還のためにより良い国際的環境が作られ、文化財の流出を防ぎ、返還を実現するため重要な法的枠組みが整えられたことは確かです。もちろん、法律的強制力を持つものではありませんけれど。今日では、現代の国際法の発展に伴い、主権の概念は従来の政治的主権にとどまらず、経済主権や文化主権をも含むようになりました。そして「世界文化遺産の保護」や「歴史的民族文化財の返還・返済」「戦争によって略奪または喪失した文化財の返還」といった一連の法的概念は、文化主権に基づく主権的権利から派生したものであり、国際社会においても広く認められる国際法上の原則として確立されつつあります。2006年、国連総会は「文化財を原産国へ返還する決議」を採択し、ますます多くの文化財流出国が法律と道義を切口に、流出文化財とりわけ国宝級の文化財の返還を積極的に展開するようになりました。今日の国際社会において、「戦争によって略奪または喪失した文化財は返還されるべきだ」という基本的な共通認識が形成されています。しかしながら、これとは大きく対照的なのが、第二次世界大戦後の日本の対応です。日本はアメリカを中心とする占領当局の監督のもと、一時的に略奪物資(文化財を含む)の返還を行ったものの、様々な原因により、わずかな善本書籍以外、ほとんどの略奪文化財を返還していないという事実があります。

中国は文明古国であり、その文化財が長い歴史の中で豊かに育まれました。これらの文化財は中華民族の歴史的発展の歩みを証し、民族の伝統と精神を積み重ねてきたものであり、国家と民族にとって極めて重要な意義を持っています。しかし痛ましいことに、清朝末期以降(1840年のアヘン戦争以降)、国力の衰退とともに列強による中国への侵略と文化的略奪が激化しました。「落ちこぼれれば叩かれる」という時代の中で、中国は戦乱のたびに多くの文化財を失いました。圓明園の焼き討ち、八カ国連合軍による北京占領、日中戦争、さらには日露戦争の際に、中国の文化財は難を免れませんでした。貧しく、列強から圧迫を受け続けた当時の中国にとって、自国の文化財を守ることは極めて困難であり、その結果、大量の貴重な文化財が海外に流出し、中国文化遺産に取り返しのつかない巨大な損失をもたらしました。ユネスコ(UNESCO)の不完全な統計によれば、世界47カ国の200以上の公立、私立博物館、機関、そして個人コレクターの手には、数千万点に上る中国文化財が所蔵されていると推定されています。その一部は不法に海外へ流出した

ものであり、中国は世界で最も文化財が流出した国の一であるといえます。中国は長年にわたり文化財流失の苦しみを味わってきました。その深い痛みは、中国人の心に消えることのない深い傷痕を残しています。

文化財が大量に流出したという状況を踏まえ、中国政府は 1997 年に「盗取及び不法輸出文化財に関する条約」に加盟した際、次のように厳重に声明しました。すなわち、中国が本条約に署名することは、本条約発効以前に発生したいかなる盗取や不法輸出による中国文化財の海外流出行為が合法であると認めるものではない、ということです。中国は、本条約発効以前に盗取や不法に海外へ持ち出されたすべての中国文化財を回収する権利を留保すると明言しました。また、盜難文化財の返還請求は 75 年の時効が設けられている点についても、中国は将来、法令に基づきその時効を延長する権利を留保します。近年、わが国は相次いで複数の文化財返還に関する国際文書の策定を主導または主催してきた。2014 年には、第 4 回文化財返還国際専門家会議において、「不法に国外へ流出した盗掘文化財の保護と返還に関する敦煌宣言」の策定を主導した。2024 年には、「植民地的背景における流失文化財の保護と返還に関する国際シンポジウム」において、18 か国と共同で「植民地的背景下で流失、またはその他の不正・非道徳的手段によって取得された文化財の保護と返還に関する青島提言」を発表した。さらに、2025 年 3 月に新たに改正された「中華人民共和国文化財保護法」第六章第 81 条には、次のように規定します。「国家は、文化財の追跡・返還の分野における国際協力を強化します。国務院の文化財行政部門は、関係部門と協力し、盗取や不法流出等によって海外に流出した文化財の追跡・返還を行います。不法に中国国内に流入した外国文化財については、関係する条約・協定・協約または対等の原則に基づき、関連国との間で返還を実施します。国家は盗取や不法流出等により海外に流出した文化財を回収する権利を有し、その権利は時効に制限されません。」これはわが国における文化財追跡返還分野の立法上の画期的成果である。

文化財の追跡・返還を行うにあたっては、海外に流出した中国文化財については具体的に分析し、事実に基づいて適切に対応することが求められます。通常の取引や正当な経緯によって海外に残されてきた文化財については、返還を求めるべきではありませんが、戦争による略奪や不法な発掘・取引、あるいは盗取によって流出した文化財については、あらゆる手段とルートを通じて追跡し返還を求めるべきです。特に代表的な国宝級の重要文化財については、重点的に追跡・返還を行うべきです。

日中両国は一衣帶水の間にある隣国であり、両国国民は二千年以上にわたる友好交流の歴史を持っています。しかし 19 世紀から 20 世紀中頃にかけて、この一衣帶水の間に荒れ狂う渦流が生まれました。近代日本が侵略の道を歩んで以降、中国に対する戦争を仕掛けるだけでなく、組織的・計画的・目的をもって中国文化財を大規模に略奪し、それらを「戦利品」と称して日本に持ち帰ったのです。これは中国文化財にとって前例のない大惨事であり、今日に至るまで多くの文化財が日本に流失し、中国の文化遺産に甚大な損失をもたらしました。

現在、東京皇居の建安府前庭に置かれている「唐鴻臚井碑」は、唐の開元 2 年 (714 年)、唐の鴻臚卿（中国古来の官名）崔忻が朝廷の命を奉じて東北の渤海国を冊封し、その帰途に現在の旅順・黄金山の麓に記念の石碑を建てた貴重な文化財です。碑文には、中国の統一の歴史的過程が記載されており、極めて高い文化財的及び歴史的価値を有しています。713 年 (唐の先天二年、開元元年)、唐の玄宗皇帝が崔忻を鴻臚卿として派遣し、遼東にいた靺鞨族の首長大祚榮を冊封しました。この冊封に関しては、『旧唐書』『新唐書』『冊府元龜』『資治通鑑』等の史書にも記載があります。崔忻は唐の都の長安を出発し、山を越

え水を渡って靺鞨の都城（現在の吉林省敦化市）に到着し、冊封の任務を完遂しました。翌年の春、渤海からの帰途に、遼東半島の最南端の旅順に立ち寄り、黄金山の下に井戸を二口掘り、記念としました。また、出使の記録を大石に刻み、歴史の証としました。碑文には「敕持節宣勞靺鞨使鴻臚卿崔忻井二口永為記驗開元二年五月十八日」（靺鞨慰問使鴻臚卿崔忻 此處ニ井で両口ヲ穿チ 其傍ニ之ヲ建テ以テ 永ク記念ト為す 開元二（714）年五月十八日）と 29 字が刻まれています。後世は崔忻の職名にちなんで「鴻臚井」と名付け、この石碑を「鴻臚井刻石」または「鴻臚井碑」と呼ぶようになりました。

碑の建立から清の末期（1908 年以前）まで、鴻臚井碑は旅順の黄金山の麓に静かに佇んでいました。日清戦争後、1895 年（光緒二十一年）4 月 17 日に、清は「下関条約」をやむなく締結し、遼東半島を日本帝国に割譲させられました。しかしづか 6 日後、ロシア、ドイツ、フランスの圧力により、4 月 23 日に遼東半島は清政府に返還されました。失地を回復した後、旅順に赴任していた劉含芳が戦後の荒廃を目の当たりにし、碑亭を建てて唐鴻臚井碑を保護しました。

1904 年から 1905 年にかけて、日本帝国とロシア帝国は、中国の遼東半島と朝鮮半島の支配権をめぐって戦争を行い、いわゆる「日露戦争」です。1904 年 2 月 8 日、日本連合艦隊は東郷平八郎の指揮のもと旅順港を奇襲し、ロシア軍を打ち破りました。日本軍が旅順口を占領し、旅順の黄金山麓の軍港区に鎮守府を設置して、遼東半島の支配権を確立し、旅順、大連地区における四十年の長きにわたる半植民地支配を始めた。

日本が遼東半島を占領した後、日本国内から歴史学、人類学、古建築学などの分野の専門家や学者が東北地方に派遣され、調査を行いました。1905 年 7 月、著名な東洋史学者で、「中国通」として知られる内藤湖南は、外務省特派員として密かに旅順を訪れ、鴻臚井碑を調査しました。内藤は史料の検討と清の官員の意見を総合して、「旅順唐碑に関する調査」という報告書を作成しました。内藤らは「この碑文は史上に有益なる」と評価したこと、日本側の関心が高まり、日本軍が唐碑を日本へ持ち去ることにつながりました。

日本の防衛研究所戦史研究センター史料室に所蔵されている『明治三十七年、八年戦役戦利品寄贈書類』という文献に詳細な記録が残っています。これらの書類は、当時の海軍大臣・齋藤實から侍従武官の長岡沢精に宛てた唐碑亭関係の調査書類で、齋藤實の記した『唐碑亭ノ記』のほか、『唐碑亭ニ關シ旅順鎮守府ニ於テ蒐集セル調査考証書状』、さらに『唐碑亭略図』や『旅順碑ニ關スル調査』などが添付されています。齋藤實の『唐碑亭ノ記』には次のように記されています。

「唐碑亭ハ碑及石亭ヨリ成リ 旅順金山ノ北麓の港口ノ東 数百歩ノ処ニ在リタルモノニシテ 碑ハ唐ノ玄宗皇帝開元二年 靺鞨慰問使鴻臚卿崔忻 此處ニ井で両口ヲ穿チ 其傍ニ之ヲ建テ以テ 永ク記念ト屬セルモノナリト云フ」「明治三十七八年ノ役 我軍旅順ヲ占領シ後 此地ニ鎮守府ヲ設ケテ管セシメラル 乃チ此唐碑亭ヲ東京ニ搬移シ今ヤ宮城内「宮城内ニ搬移」「戦利品陳列場」ニ置カルルニ至レルモノナリ 明治四十一年四月 海軍大臣男爵 齋藤實。」

以上のことから分かるように、1908 年（明治 41 年）4 月、唐鴻臚井碑および唐碑亭は戦利品として天皇に献上され、海軍大臣であった齋藤實によって宮中に納められ、戦利品陳列場に安置されたとともに、関連する調査資料も併せて提出されました。その後、日本は日露戦争の戦利品を展示するための「建安府」を建設し、唐鴻臚井碑および唐碑亭は最終的に東京皇居の御府の一つである建安府の前庭に安置されました。御府は 1945 年 8 月 15 日の終戦までには、土気を鼓舞するため一般公開されていましたが、終戦後はほとんど非公開となるため、この唐碑を目にすることはありません。

唐鴻臚井碑は、唐における東北地域の冊封及び統治の歴史を証するものであり、中国東

北史、民族史、文化史の研究にとって極めて重要な価値を有しています。言うまでもなく、唐鴻臚井碑は中国の国宝級文化財であり、国家から切り離すことのできない重要な文化遺産です。その流失は、明らかに不法な占有の結果です。このような貴重な中国文化財が、今日に至るまで東京皇居に秘蔵され、公開されていないという現状は、到底受け入れられがたいものです。

唐鴻臚井碑が日本へ運び去られた後、1911年（明治44年）、かつて旅順海軍鎮守司令長官を務めた富岡定恭は、真相を覆い隠すために、唐碑があった元の場所に自ら撰文・題字した「鴻臚井之遺跡」碑を新たに建てました。その碑文には「私はこの地に赴任し、崔公の事績を実地に調査した。遺跡が埋もれてしまうことを恐れ、石を建てて文字を刻み、以て後世に伝えるものとする」と漢文で記されていますが、日本軍が唐碑を略奪した事実について一言も触れず、真実を覆い隠そうとする意図的な行為であったのです。

長年にわたり、中国の学者や民間団体は、日本に略奪された中国文化財の資料収集や学術研究、シンポジウムの開催、論文発表、万人署名活動などを通じて、流出文化財の一日も早い帰還を積極的に求めてきました。1990年には、民間人や民間団体が対日賠償請求活動を発起し、国宝返還を訴える活動を展開しました。2002年には韓樹英教授が「唐鴻臚井碑研究会」の設立を呼びかけ、日中學術交流や国際シンポジウムを複数回開催しました。2003年に中国文化部が「中華社会文化発展基金」、すなわち「国宝プロジェクト」を設立し、唐鴻臚井碑に関するシンポジウムの開催や論文集の出版など、海外に流失した文化財の追跡・返還事業を開始しました。また、白城師範学院の王仁富教授は20年以上にわたり唐碑返還の研究と宣伝に取り組み、その精神は多くの人々を感動させてきました。2014年、唐鴻臚井碑の建立1300年にあたり、中国各地で記念行事が行われ、特に注目されたのは「中国民間対日賠償請求連合会」が王錦思氏を追討部長として署名活動を発起し、同年8月7日に日本駐華大使木寺昌人を通じて天皇と日本政府に唐鴻臚井碑の返還を求める書簡を提出したことです。「大連714志願会」「中華唐鴻臚井刻石研究会」「大連唐鴻臚井刻石記念館」などの民間団体も積極的に取り組んできました。上海大学の「中国海外文物研究センター」は、2008年の設立以来積極的に活動を展開しており、2022年5月6日には「唐鴻臚井追索返還シンポジウム」を開催し、同年4月20日開催した日本の「中国文化財返還運動を進める会」の集会に声援を送りました。そして、2024年末には『唐鴻臚井碑 文献資料修正』を出版し、数十年にわたる研究成果を体系的に整理しました。日中両国の公文書、書籍、そして学者たちの研究成果はいずれも、唐鴻臚井碑の流失が戦争と文化略奪の結果であることを示しています。

唐鴻臚井の流出は日本の学者や識者の注目と同情を集めており、酒井雅志、渡邊諒などは論考を通じて考証と研究を深めました。近年、日本の民間団体「中国文化財返還運動を進める会」は、成立以来、日本政府に対して中国文化財の返還を強く呼びかけてきました。とりわけ、返還対象としては、唐鴻臚井碑、そして遼寧海城の三学寺から略奪された三体の石獅子が挙げられます。これらは、中国の学者や民間団体が注目し、重点的に追及している文化財でもあります。

日中両国の民間団体の協力による文化財返還運動は、日中文化交流の望ましい方向性を示すものです。流失文化財の返還運動は文明の象徴として、かけがえのない意義を持っています。両国の関係者らは日本政府や関連収蔵機関による中国文化財の返還を促進するため、多様なルートを模索し、非訴訟による解決メカニズムを探求するとともに、日中政府間の協議や交渉のために基盤を築いています。

私たちは、各民族の文化を尊重し、国家の文化遺産である文化財を保護する立場から、

中国政府と中国国民には、略奪された唐鴻臚井碑の返還を求める十分な理由があると考えます。国民が自らの歴史文化遺産を尊重し、愛し、守ろうとしています。流出した貴重な文化財は、過去も現在も、そして未来においても、常に心の痛みとなっています。現在、流出した文化財を故郷に帰すことは、中国社会全体の共通の関心事となり、返還に関するニュースはあるたびに、社会の注目の焦点となります。中国政府は海外流失文化財の追跡、返還をかつてないほど重視し、多くの実りある活動を展開してきました。私たちは、唐鴻臚井碑が一日も早く故土に帰ることを切に願っており、これは中国人の共通の願いでもあります。

近年、欧米では文化財の追跡、特に植民地化を背景に流出した文化財の追跡に関する研究が盛んに行われており、不法に取得された文化財の返還は国際的な共通認識となっています。日本政府も、この世界的潮流に注目し、それに沿って積極的に関与してほしいと期待しています。

唐鴻臚井碑は、本来その場に保存されるべき「不動文化財」に分類され、国際慣例では不動文化財は原位置での保護が原則とされています。しかし、唐鴻臚井碑は戦争によって日本皇居の庭園に持ち去られました。これは、動かすことができないはずの文化遺跡から切り離されて移動されたものであり、「戦利品」の名目で天皇に献上されたもので、明らかに正当性や合理性がありません。1945年以降、皇室宮内省は宮内庁に格下げされ、皇室は皇室専用の国有財産となり、皇室はもはや国有財産の所有権を持たず、使用権のみを有することになりました（国有財産法第3条第2項第3号）。唐鴻臚井碑も同様に「国有財産」として扱われることになりました。しかし、「皇室用財産」だろうと「国有財産」だろうと、唐鴻臚井碑が戦争によって中国旅順から不法に日本へ略奪された文化財である、という事実は変わりません。

朝鮮半島の「北関大捷碑」も日露戦争後に日本へ略奪されたが、2005年5月、韓国政府は正式に返還を要求し、同年、日本は韓国に返還しました。また2011年、韓国政府は日本の宮内庁に所蔵されていた『朝鮮王室儀軌』など韓国流失文化財の返還も成功させています。私たちは、日本政府及び日本の皇室が、全人類共通の文化遺産保護にさらに貢献されることを期待しています。交渉・協議・対話など多様な方法を通じて唐鴻臚井碑を中国に返還することは、現在の国際的道徳基準に適った行為であり、日中友好の促進や世界の文化遺産保護の発展にも重要な意義があります。この問題が適切かつ妥当に解決されれば、唐鴻臚井碑の本来の所有国としての正当な権利が回復されるだけでなく、日中関係の改善にも寄与することになるでしょう。われわれの今の世代、また日中両国の次世代が平和的に共存するために、一緒に努力しましょう！

以上、ご清聴ありがとうございました。